危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成十五年総務省令第百四十三号) (抄)

附則

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の危険物の規制に関する規則第五十五条第七項に規定す

る普通教育又は専科教育の警防科を修了している者は、この省令による改正後の危険物の規制に関する規

則 (以下「新規則」という。)第五十五条第七項の適用については、 同項に規定する基礎教育又は専科教

育の警防科を修了した者とみなす。 この場合において、 内種危険物取扱者試験の受験願書及びこれに添付

する書類については、 新規則第五十七条第二号の二口の規定及び別記様式第二十五の様式にかかわらず、

なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現に消防法第十一条第一項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可

の 申請がされていた製造所、 貯蔵所又は取扱所(以下「既設の製造所等」という。)に係る、 次の各号に

掲げる措置は、 新規則第六十二条の五の二第二項第一号及び第六十二条の五の三第二項の規定 の適用につ

いては、 これらの規定中「危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置」と

もに、 既設の製造所等に設けられた漏えい検査管により一週間に一回以上危険物の漏れを確認しているとと 地下貯蔵タンク及び地下埋設配管に電気防食の措置が講じられており、 又は地下貯蔵タンク及び

地下埋設配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものであること。

二 既設の製造所等に設けられた漏えい検査管を用いるとともに、危険物の貯蔵又は取扱い数量の百分の

以上の精度で在庫管理を行うことにより、一週間に一回以上危険物の漏れを確認していること。この

場合において、 当該既設の製造所等の所有者、 管理者又は占有者は、 危険物の在庫管理に従事する者の

職務及び組織に関すること、 当該者に対する教育に関すること並びに在庫管理の方法及び危険物の 漏 れ

が確認された場合に取るべき措置に関することその他必要な事項について計画を定め、 市町村長等に届

け出なければならない。